

## 南砺市農業委員会第25回総会会議録

- 1.招集日時 令和 4年 7月 6日
- 2.開会時刻 令和 4年 8月 4日 午後1時53分
- 3.閉会時刻 令和 4年 8月 4日 午後3時10分
- 4.場 所 福光庁舎別館 大ホール
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 17名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	欠
3	幅田 直行	欠	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	欠
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

### 7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第116号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第118号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第119号 空き家に付随した農地の指定申請について

議案第 120 号 空き家に付随する農地の指定解除について

議案第 121 号 農地の非農地証明願いについて

第 3 協議第 19 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第 4 報告第 54 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について

報告第 55 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

## 8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

## 9.会議の概要

事務局長 定刻より前ではありますが、出席予定の方は全員お揃いになりましたので始めたいと思います。

昨日から非常に雨が降り続いていまして、足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。今日は小矢部川の水量も増えておりまして、河川敷にとめている車も避難するように発令されている状況でありまして、このあと通行止めとかでてくるかと思っています。山のほうの国道とか通行止めとか非常に心配なところでもあります。また災害も起きてくるのではないかと思っていますが、くれぐれもこの状態のまま田んぼを見に行かないようお願いしたいと思います。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20 名中 17 名全員の出席であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長

皆様本日は警報が出ている中ご出席いただきましてありがとうございます。現在南砺市から出ているのは国道〇〇〇が

通行止め、〇〇〇地区の高齢者には避難指示が出ております。これは 3 か所避難場所が指定されております。それと〇〇〇川河川敷の駐車場は全車をよけてくださいという、以上 3 つが出ております。天気予報によると一番強い雨が外れていくような感じではありますけど、今しばらくは雨が続くような感じでございます。それともうひとつ、今朝 7 時ごろに電話がかかってきたのですが、富山県〇〇〇〇の会長が〇〇県で研修中に倒れられましてお亡くなりになりました。大変なことです。皆様方にご報告申し上げます。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は 13 番委員、14 番委員の 2 名の方よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 116 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 116 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 9 件の申請がありました。  
面積は すべて田で 20,850 m<sup>2</sup> です。  
受付番号 1 番から 8 番は関連があるのでまとめて説明します。

この地域は農地整備事業の計画がありまして準備を進めているところなのですが、この計画に加わりたくない〇〇〇〇さんの農地が点在するため、農地を交換してこの方の農地をひとまとめにすることで、計画から外しやすくするものです。〇〇〇〇さんにとっても農地が 1 か所にまとまるため効率がよくなるということで〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの合計 4 名の方と交換するものです。

受付番号 9 番です。

3/3 の総会で報告しましたあっせんの案件です。公社を通しまして担い手であります〇〇〇〇さんが購入されることに決まりましたので、今回 3 条申請されたものです。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 116 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 117 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 117 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 3 件の申請があり、田 5,530 m<sup>2</sup> 畑 1,453 m<sup>2</sup> 計 6,983 m<sup>2</sup>です。

工事用道路及び資機材置場 (一時転用)	1 件	田	1 筆	1,680 m <sup>2</sup>
		畑	5 筆	1,453 m <sup>2</sup>
工場敷地及び緑地	1 件	田	3 筆	3,711 m <sup>2</sup>
従業員宿舍敷地	1 件	田	1 筆	139 m <sup>2</sup>
計	3 件		10 筆	6,983 m <sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

譲受人〇〇〇〇〇〇〇株式会社〇〇支社〇〇〇〇〇〇〇事務所は、現在〇〇〇〇自動車道 4 車線化事業における〇〇トンネルの工事を行っており、その工事用の道路及び資機材置場として利用したく申請されるものです。

田が農振農用地ということで農地区分は農用地、許可基準は一時転用となり転用期間は R4.9.1～R7.8.31 までの計画となっています。畑は農振農用地区域外ということで農地区分は 2 種農地、許可基準は一時転用と判断しております。

事務局

受付番号 2 番です。

R3. 10 月除外受付の案件です。譲受人株式会社〇〇〇〇は創業 50 年を迎え、直営店及び百貨店売店、地方店を含めて全国に 50 店近い販売所を有し、特色ある商品展開や海外向けの商品などの開発など、国内はもとより海外にお土産や贈答品として利用され近年業績を伸ばしてこられました。現在、製造工場は申請地と隣接するこの地の工場のみで、全ての販売商品の製造・梱包し全国に配送している。今まで増築したり、新築したりしてきたが老朽化に伴い衛生環境面からも継続使用が厳しくなってきたため、新築することにしたものです。別の場所への移転も考えましたが、この地の水や米の美味しさへのこだわりやベテラン従業員が近辺から徒歩や自転車で通勤していることも考慮し、隣接地での計画を立てたものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は既存地拡張と判断しました。

受付番号 3 番です。

譲受人株式会社〇〇〇〇は、食品の加工・販売を行っている会社で、9 月から新たに従業員を雇うためその宿舎として隣接する土地に建っていた建物を購入しようと思い調査したところ、建物が隣の空き地にまたがって建っていることが判明したため、是正申請をするものです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は一体利用と判断しました。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第 117 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものとした

します。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 118 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 118 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 7 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、37 件・88 筆の申請がありました。面積は、田 107,102.4 m<sup>2</sup>、畑 2,115 m<sup>2</sup> 計 109,217.4 m<sup>2</sup>です。

1 番～2 番は○地域と○○地域で新設定となっており、それ以降は中間管理機構をとおした新設定です。配分予定のものは備考欄に記載してあります。

31～33 番は区画整理で耕作できないため 0 円となっています。

流動化率は前回より微増の 56.95%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 118 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 119 号 空き家に付随した農地の指定申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 119 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 申請件数は1件です。〇〇地域内で、畑3筆634㎡です。受付番号1番です。所有者は〇〇〇〇さんで市外にお住まいの方です。地図を見てくださいと分かるように居宅をぐるっと囲むように3筆分畑があります。どちらも畑として利用可能な状態でした。8/7に担当農業委員さんに現地のほう立会いをいただいております。

議長 現地確認をした担当農業委員さんのご意見を伺いたいと思います。〇〇委員、お願いします。

〇〇委員 8/7に事務局と一緒に現場確認をしてきました。当日は本人も一緒に確認しております。たまたま、私の地元で非常に良く知っているところであります。ご両親がここ数年で順番に亡くられてお子さんはお母さんが病気のときに介護にきておられました。築80年くらいの家で納屋と蔵があります。田んぼもあって営農組合でやっておられるので、境まで耕作がされていて整備されている中で、すぐにでも作業ができる状態だと思います。ひとつ気になるのが、入居してもらう条件として、建物を大切にしてくださる方、近所の方とのつきあい、地域の行事等への参加がしていただける方ということをおっしゃられて、農業委員としてはどういうアドバイスをすればいいのかちょっと教えていただきたいです。

事務局 農地付き空き家という言い方もしていますが空き家は南砺で暮らしませんかということで、今言われた条件があるということも聞いていると思いますし、こちらも確認はしていますけども、その条件にあった方にお入りいただけるものとおっしゃっております。農業委員さんのお近くでいらっしゃいますので、いろいろご助言とかあれば助かるのかなと思っています。

事務局 地域の行事とかなかなか分からないと思いますので、農業の絡みとか教えてあげればいいのかと思います。

〇〇委員 反対するものではないのですが、意見させてください。空き家に付随した農地というのは、もともと入居する人が畑をしたいけど畑を取得することができない、そうだとすると宅地に転用してから畑にするしかできない、かといってたくさん農地を取得して農業もできないしという、よそから移っ

てきてちょっとだけ畑をしたいという人が畑を取得することができるようにというのが当初の空き家に付随した農地という考え方だったと思います。だけど、今回の申請面積を合計すると 600 m<sup>2</sup>を超える。これだけの畑をするのは大変です。非農家の人が出てきて畑をしたいという本来の空き家に付随した農地として決め事したことから逸脱してるような気がする。売る人からすれば売れないからくっつけて売った方がいいから、その話も分からなくはないですが、でも本来の都会から農地のない人がきて、畑がついてたら畑をしたいなというそういうことを考えてこういう制度を作ったにもかかわらず、ほんとにこのまま拡大解釈をずっとして行って、本当にいいのかなという思いがあります。私もこれだけの畑をもししなさいと言われてもちょっとできないと思う。確か制度開始したときに空家に付随した農地は 100 m<sup>2</sup>ぐらいと念を押したと思うのです。それがいつのまにかどんどん広がって行って、くっついていてどうにもならない農地はこうすれば買ってもらえるみたいなことでは議論の余地があるのではないかと思います。決して反対するものではありません。売る人にしたってくっつけて売りたいし、買う人も仕方がない、買うならうちについているものを買うしかないという話だと思いますが、これだけ大きければ、将来、多分畑でなく宅地化されてしまうような気がします。ですのでおそらく業者の人が言って来られているのだとは思いますが、運用についてはもっと慎重に話を聞いて、調整してすべきでないかなと思います。なんかこの制度を作ったときの目的が違ったところに行ってしまうと思います。

事務局 おっしゃる通りだと思います。この件も含めて今後確認して進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

〇〇委員 反対ではないんです。ただいろいろ検討すべきことがあるのではないかなと思えます。この件でなくて、今後あればという話です。

事務局 そうですね。今回の件も今までであれば、どこまでが田んぼか畑か分かりにくいところがあるので、付随する農地としては〇〇〇番 1 枚だけとかいうような形で、その他の地番は地域に預けるという形でやっていたかと思えます。そこら辺



確認しながら進めていかなければならないと思います。これはこのままで進めるのかな。

事務局           みなさんのご意見によります。

〇〇委員           議案なのでこれはこれで進めていただいていいと思います。今後こんなことでだんだん拡大解釈して行って、売る人も家の周りの邪魔くさいものをくっつけて買ってくださいという案件がどんどん出てきたら、私は本当に最初の目的から逸脱して農業委員会として本当にそれでいいのかとなるので、その辺は注意して運用していかなくてはならないのではないかという思いで話させていただいた。決してこの案件をだめだと言うつもりは全然ありません。

事務局           注意してこれからは進めていきます。

議長           ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長           (異議なし)

議長           ご異議がないようですので採決をとります。

議長           議案第 119 号 空き家に付随した農地の指定申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長           全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長           議案第 120 号 空き家に付随する農地の指定解除について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 120 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局           申請件数は 1 件です。〇〇地域内で、田 4 筆 745 m<sup>2</sup> です。さきほどの話からいくとこちら面積が大きいのですが、今

回 5/9 の総会で 3 条許可をいただいた方は農家なので、しっかり耕作されると思います。許可を受けて所有権移転登記が完了したので、申出書が提出されました。今回の指定解除により、農業委員会で行う手続きは完了となります。これにより下限面積は 0.1 a から従来の面積要件 50 a に戻ります。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 もともと農地付き空き家については、昨年度から取り組んでいまして今〇〇委員もおっしゃったように、南砺で暮らしません課というところの空き家対策の一環という流れでできているかと思います。それで私は先週、この物件に携わられた不動産会社さんを訪ねていきまして、この不動産会社の案件でもう何件かあるものですから、どういうふうな格好で進めておられるのですかと聞いてきた。社長いわく、これを見てほしいと言われて棚にあがっている案件、十何件扱っておられるのですが、ほとんどが息子さんが東京とか大阪、京都に住んでおられて家を売ってほしいと、なおかつ農地もついているような案件ばかりを扱うようになってきた。そういう中において、家の周りに農地がついているというのは、県外から入ってくる移住者にはかなり魅力的であって、一般の単なる空き家よりも入居率は高いと。だから私はこういうような農地付き空き家というものに着手してお客さんにも勧めているのだというような話をされた。これは事務局に調べていただいて契約率が農地付き空き家のほうが 10 倍高いというふうに裏付けをいただいていたし、実際不動産会社さんも面積的にこれもちよっと見た目にも多いんですけど、ほんとにできるかなと思いながら仕事を進めていますということだった。しかし、農業委員会の方でかなり厳密なチェックをされるんでしょうけども、入ってこられる方の中には隣の方から機械を借りたり、あるいは隣の方に起こす部分だけやってほしいとお願いしたりしてお互いの協力の中でコミュニティーを作っていく場合もあるので、あまり厳しいことを言わんといてほしいという話もされました。なかなか難しいものだなと感じてきたわけですけど、そういう意味でたぶんこれからもっともっと空き家が増えていくと思うのですが、そこら辺もっと議論していかないといけないと思いますし、来年の 4

月から5反要件はなくなるわけで、この空き家の面積も多分それに連動してなくなっていくのではないかなと思うので、その辺もやっぱりこれからどういうふうに進めていけばいいかなという思いを持ちながら帰ってきました。以上訪問した報告をさせていただきました。

事務局

はい、ご丁寧にもありがとうございます。

議長

この空き家に付随する農地ということで、実際空き家は宅地に建っており、横に農地がある、法律がふたつあるので、全国的にもみんな同じような対応をしているわけではないのです。いくつかの自治体で先にやっておるわけです。それを前の係長が農業委員会として作りたいということで、南砺で暮らしません課というところに話をもっていったわけです。空き家を売るんだから農地も一緒に条例も考えてもらえないかと。そしたら農業委員会でできるならやってください、自分たちはまだできないと言われました。それで農業委員会が知恵を絞って要綱を作ったわけです。全国的に一律でこんなことがあるわけではないのでございますので、理解いただきたいと思えます。また法律が変わって要綱も変えないといけなくなったらまた委員会で協議していただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ほかに何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第120号 空き家に付随する農地の指定解除について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 121 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 121 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 6 件の申請がありました。

〇〇地域で 2 件 田 10 筆 1,245.02 m<sup>2</sup>、〇〇地域で 2 件 畑 3 筆 1,238 m<sup>2</sup>、〇〇地域で 2 件 田 4 筆 612 m<sup>2</sup> 計 17 筆 3,095.02 m<sup>2</sup>の申出がありました。

所有者は先ほどの 3 条申請者〇〇〇さんです。

受付番号 1 番と 2 番です。

こちらは旧〇〇町の〇〇〇の跡地です。解体されてだいぶ日が経っていますが処分をされるという話がでてきているということです。昭和 50 年に当時の〇〇〇ができたと聞いていますが、いろいろな変遷があったのですが、その中で地目変更登記がされないままであったことが判明したものです。案件の判明が早めでしたので 6/8 に〇〇委員さんに立ち会いいただいて現地の確認もしております。

受付番号 3 番と 4 番です。

こちらは砺波農林振興センターさんを所管としまして県単の治山堰堤事業が行われました。その完成が昨年 11 月 30 日でその堰堤を挟みまして、右岸と左岸の位置になっています。当時は畑ということで桑畑ではなかったかなと思いますが、現場はほぼ山林の状態でした。7/28 に〇委員さんにご同行いただいて現地確認を行っておりますので、ご意見を伺いたいと思います。

〇委員

事務局と現地を見に行ってきました。急傾斜のところ昭和初期くらいまではこういう農地を桑畑として利用していましたが、現在は誰もしていなくて、耕作できない状態になっています。

事務局

ありがとうございました。

続きまして受付番号 5 番です。

こちらは空き家を地元のほうで処分したいと動いておられまして、ようやくお話が整ったというふうに聞いています。所有者は現在〇〇〇県におられて、なかなか書類のやりとり

とか連絡もつきにくいということで時間がかかっておられたみたいですね。現地は本宅の南側に蔵をさらに囲んだような農機具格納庫のような感じになっています。こちらのほうは昭和20年ごろ増築したような形で狭い農地が残っているところに食い込んでいるようなイメージのところでした。みなくちとみとじりもかろうじて確認できるようなところもあったのですが、ご覧のように一部畝を切ったような高いところもありましたし、左側は雑木に覆われているような感じのところでした。こちらもかなり早くに判明していただきましたので、5/20に〇〇委員さんに早朝から立会いをいただき現地確認しました。ようやく今回書類が整ったということで今回案件にあげさせていただきます。

受付番号6番です。

こちらは〇〇〇川の左岸になります。昭和28年頃に台風の災害で堰堤が切れてここら辺一帯が被災したと伺っています。当時一作か三作か頑張られたようなんですが、やはりどうにもできないということで現在に至っているとのことでした。一部は家の進入路のようなものに使われていますし、住宅がせり出しているような状況でした。こちらは7/22に〇〇委員さんに立ち会いをいただいて現地確認してきましたのでご報告をお願いします。

〇〇委員      ご覧のように水もどう引っ張ればいいのか悩むような感じで、昔は田だったんだろうなというような原型はとどめているような感じでした。

事務局      ありがとうございます。

議長      以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長      ご異議がないようですので採決をとります。  
議案第121号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものいたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第 19 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第 19 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 除外の受付番号 1 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで田 1 筆 3,161 m<sup>2</sup>のうち 390 m<sup>2</sup>を分家住宅にするものです。息子さんは現在〇〇の市営住宅に奥さんとお住まいで今後お子さんもしれば手狭になるということと、奥さん自身が借家でエステサロンをしていらっしやいまして、これを機に住宅のほうで営業を行いたいということだそうです。

除外の受付番号 2 番と 3 番です。

2 番と 3 番は同じ譲受人となっていて、2 番の願出者は〇〇〇〇さんで願出地 田 1 筆 300 m<sup>2</sup>を〇〇〇さんの宅地と合わせて建築条件付き分譲住宅の敷地にするというものです。3 番の願出者は〇〇〇〇〇〇さんの破産管財人〇〇〇〇〇〇さんで願出地 田 2 筆 1,455 m<sup>2</sup>で共同住宅を建設したいというものです。

除外の受付番号 4 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで田 1 筆 1,806 m<sup>2</sup>のうち 94 m<sup>2</sup>を駐車場にするものです。願出者の奥さんが茶道教室の先生をされているということで生徒さんがこられると駐車場がないという状況でこれまで苦慮しておられたということです。もともと家族用の車庫はあるのですが、その車庫の横に生徒さん用の駐車場を整備したいという案件です。

除外の受付番号 5 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで田 1 筆 1,527 m<sup>2</sup>を譲受人有限会社〇〇〇〇の資材置場にするものです。申請地に隣接する敷地を宗教団体さんが利用しているのですが、それをぐるりと囲むところすべてを譲受人が所有もしくは賃借で資材置場として利用しているところであり、その道路を挟んだ向かい

が社長の自宅であり事務所でもあります。さらに東側には交差点の一角を資材置場として利用しておられますが、こちらの資材置場が借地になっているということで、この度立ち退きを要請されているということで、少なくともこの分を確保したいということで今回の申請に至ったということです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。  
協議第 19 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 54 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告第 54 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は、2 件ありましてどちらも〇〇地内の畑 2 筆 2,252 m<sup>2</sup>で、譲渡人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんから、農林水産公社を仲介するもので所有権移転を予定しています。届出が先月ございまして、7/28 にはあっせん委員会ということで〇〇委員さんと〇〇委員さんに書類の確認をしていただき手続きを進めているところです。〇〇委員さん、何かご意見等ありますか。

〇〇委員 事務局から説明があったとおり、現地を確認して間違いございませんでした。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。  
(特になし)

議長 報告第 55 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 55 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 42 件の届出がありました。  
面積はすべて田で 92,554.4 m<sup>2</sup>です。  
受付番号 1 番は、5 年産から中間管理機構通しにするために合意解約するものです。  
受付番号 2 番は、耕作者を変更するために合意解約したものです。  
受付番号 3～4 番は、5 条申請するために合意解約したものです。  
受付番号 5～6 番は、現在除外申請中で 5 条申請する予定のために先に合意解約したものです。  
受付番号 7～39 番は、同じ耕作者さんなのですが、中間管理機構通しにするために合意解約したものです。  
受付番号 40 番は、3 条申請するために合意解約したものです。  
受付番号 41～42 番は、現在除外申請中で 5 条申請する予定のために先に合意解約したものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。  
(特になし)

議長 その他について事務局からお願いいたします。

事務局

- ・ 前回の最適化活動目標の設定の差替及び説明
- ・ 活動記録簿記録ガイド配布
- ・ 報酬の支払いについて 8/19 (金) 予定

議長 先日、活動記録簿について、なぜこんなことをしなくてはならないのか県に質問しました。農家が減ってきて農業団体



の意見が通らなくなっているのではないかとも言いましたら、故〇〇会長は全国大会でも、北信越大会でもなんでこんなことをさせるのかと意見が出ました、だけど何も返事が返ってきませんでしたとおっしゃられました。なので一方的にやれと押し切られているのではないかと思います。以上ご報告です。

議長            その他ご意見等ありますか。

                  (特になし)

議長            以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長            次回の総会は令和4年9月6日(火)午後2時から、場所は福光庁舎3階大ホールとなります。

議長            以上で、南砺市農業委員会第25回総会を閉会いたします。

                  (閉会時刻 午後3時10分)

議事録が正確であることを証します。

令和    年    月    日

議事録署名委員

議事録署名委員

会            長